

令和7年度　さいたま市立南浦和中学校　いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、生徒の健全な発達に甚大な影響を及ぼす深刻な問題であるだけでなく、人権侵害や犯罪に係る重大な問題である。いじめ問題はどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという基本認識の下、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、学校全体で総力を挙げて取り組むべき課題である。いじめが起きない学校を作るため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本方針」に基づき、「さいたま市立南浦和中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識を持ちます。
- 2 いじめられている生徒を最後まで守り抜きます。
- 3 いじめを発見、又は相談を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会で情報を報告し、組織的な対応につなげます。
- 4 いじめの訴え等、教職員がいじめに係る情報を一人で抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応します。
- 5 生徒と生徒、生徒と教職員の間に、共感的な人間関係を築きます。
- 6 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉などの専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ります。
- 7 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図ります。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、被害性を踏まえて適正に判断する）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも継続して3ヶ月、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に対して面談等を行い確認する。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒会担当教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生児童委員代表、南浦和中学校連絡協議会長、青少年育成地区会代表 ※必要に応じて、構成員以外のスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者等、関係者を招集できる。

(3) 開 催

- ア 定例会（各学期 1 回程度開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内 容

学校いじめ防止対策委員会は学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

【未然防止】

- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

【早期発見・事案対処】

- ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報収集と記録、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、アンケート・聴き取り調査などによる事実確認
- ・被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画、実施
- ・学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

2 向日葵（スマイル）委員会

- (1) 目 的： いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

- (2) 構成員：生徒会本部役員

- (3) 開 催：各学期 1 回程度開催

(4) 内 容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。
- エ いじめの未然防止に向けた生徒主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各部活動の部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

いじめの未然防止のため「学校いじめ防止プログラム」として、以下の取組を年間を通して実施する。

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級のスローガンづくり
 - ・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気 of 学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：1学期～2学期

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットやスマホ・タブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：4月

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生の2学期

7 その他の取組

- 人権教育の推進、朝読書を中心とした読書活動、体験活動の充実、「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」、「心を潤す4つの言葉推進運動」、学級委員を中心とした「小中合同のあいさつ運動」

8 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底 等
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている 等
 - (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
 - (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
 - (5) 部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
 - (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・8月・1月（年3回）
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。**※全生徒対象**
※緊急度の高いものから 面談した生徒について学年・学校全体で情報共有する。
面談した生徒について、記録をとり保存する。

3 毎月1回程度の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年1回、教育相談週間を設定する。（10・11月）
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① さわやか相談室だより（「さわやか通信」）の発行
 - ② さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：5月・10月・2月
- (2) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて面談を行う。緊急度の高いものから
面談した結果について学年・学校全体で共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生児童委員・主任児童委員：地域の情報収集と学校への提供を行う。
- (2) 南浦和中学校連絡協議会会員：地域の情報収集と学校への提供を行う。
- (3) 学校評議員：地域の情報収集と学校への提供を行う。

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、正確な情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。また、構成員を招集し、いじめ防止対策委員会を開催する。そして情報の共有化を図り、今後の対応や役割分担を確認する。
- 教頭は、校長を補佐し、正確な情報を集約し、組織的な対応の全体指揮及び各組織、関係諸機関との連絡調整を行う。また、情報の共有化を図り、今後の対応や役割分担を確認する。重大な事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。また、学校・警察連絡員として、日常的な情報共有・相談体制を構築する。
- 教務主任は、教頭を補佐し、学年間の連絡調整及び組織的対応の見届け、確認、進行管理を行う。
- 担任は、正確な事実の確認のため、速やかに情報収集を行う。そして、速やかに関係教職員に見守りを依頼し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、面談の支援をするとともに情報収集に努める。
- 学年主任は、担当する学年の生徒の情報収集を行う。その際、いじめられた本人への対応は最も効果があると考えられる教職員に行わせる。そして、担当する学年の情報共有を行い、校長（教頭）に報告する。また、必要に応じて保護者に連絡する。
- 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。また、生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。そして、校内・校外のコーディネーターとして教頭と共に関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、生徒指導主任と同様に体制作りを行う。また、教頭と共に関係諸機関の連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、必要に応じて本人に対応し、心身の状況を把握する。
- 部活動の顧問は、関係した生徒の様子を注意深く観察し、必要に応じて声をかける。
- さわやか相談員は、生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場からアセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、ただちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が

生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

○ 重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。

ア) いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- （1） 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- （2） 取組評価アンケートの実施、結果の検証及び基本方針の見直し

2 校内研修

- （1）「わかる授業を進めること」

○授業規律・・・チャイム着席の習慣、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導

○授業の工夫・・・すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善

授業を担当するすべての教員が公開授業を行い、授業を参観し合う機会の実施

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

○生徒理解等に関わる研修・・・生徒理解に基づく生徒指導を効果的に行うための、生徒指導・教育相談に関わる様々なスキルの理解及び習得を目指した研修

(3) 情報モラル研修・・・ネット上のいじめやトラブル防止とメディアリテラシーの向上・啓発に係る研修

(4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

ア. ねらい ネットいじめに対応するため

イ. 回数 年間で1回

ウ. 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

(5) 差別や偏見、誹謗・中傷を根絶するための研修

・・・噂やデマ、インターネット、SNS等の情報を生徒がしっかり取捨選択できるように人権教育の観点から指導する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取り組みを実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 取組を振り返るアンケート、いじめ防止対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) よい授業に関するアンケートの実施：5月・11月

(2) 学校評価アンケートの実施：11月

(3) いじめ防止対策委員会の開催時期：4月・11月・2月

(4) いじめの問題に関する校内研修会等の開催時期：4月・6月・8月

・学校いじめ防止基本方針・生徒理解についての研修